

Color Scape Guidelines for Ome city

青梅市景観形成ガイドライン—色彩編—

自然と風土、歴史と文化、活力と品格が共存する色彩景観をめざして



令和6年4月 青梅市

01 ガイドラインの利用にあたって

景観形成ガイドライン—色彩編—の位置づけと使い方

景観形成ガイドライン—色彩編—の位置づけ

青梅市では、青梅市の美しい風景を育む条例にもとづく一定規模以上の建築物等の事前届出制度、景観形成地区における修景基準など、様々な景観施策により、市民や事業者の皆さんと共に良好な景観形成を進めています。

この度、これまでの景観施策をより着実な取り組みとするため、市全域の建築物や工作物等を対象に、色彩のルールを定めました。

この景観形成ガイドライン—色彩編—は、青梅市らしい景観を形成し将来に継承するために、色彩選定の際に参考となる色彩景観の考え方を示すとともに、色彩のルールの内容やその具体例をわかりやすく解説したものです。

景観形成ガイドライン—色彩編—の使い方

建築物や工作物等の新築、新設、塗り替えなどをお考えの方は、下記の色彩選定の流れに沿って各ページの内容を確認してください。色彩選定の基本的な考え方や配慮事項、建築物や工作物等の立地する地区ごとに目標とする色彩景観のイメージや色彩のルールなどを解説しています。

※この冊子では、できるだけ正確に色彩を表現するよう努めました。印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。



02 色彩選定の流れ

市内で建築物、工作物等の色彩を計画している方へ

青梅市の色彩景観の基本的な考え方

- 03 青梅市がめざす色彩景観 P.2
- 04 マンセル表色系とは P.3
- 05 色彩景観の基礎知識と配慮事項 P.3

必要な手続きと地区区分を確かめる

- 06 条例にもとづく建築物、工作物等の届出制度 P.4
- 07 色彩のルールの対象とならないもの P.4
- 08 色彩のルールにおける地区区分 P.5
- 09 青梅市の色彩景観の現状と課題 P.6

地区別の色彩のルールを確かめる

- 10 地区別の色彩のルールと考え方 P.7 ~ P.14
- | | |
|------------------------------------|----------------------------|
| (1) 青梅駅周辺景観形成地区の色彩 P.7 ~ P.8 | (5) 住居系地区の色彩 P.12 |
| (2) 丘陵地景観基本軸の色彩 P.9 | (6) 工業系地区の色彩 P.13 |
| (3) 自然景観地区の色彩 P.10 | (7) 多摩川沿い景観形成地区 P.14 |
| (4) 商業系地区の色彩 P.11 | |

青梅らしい色彩を守り未来に継承するために

03 青梅市がめざす色彩景観

自然と風土、歴史と文化、活力と品格が共存する色彩景観をめざして



青梅市は、山地・丘陵地や多摩川の清流など豊かな【自然】に恵まれており、それらを背景に育まれた【風土】を意識させる景観が数多く残されています。山なみと清流が織りなす豊かな自然環境の中で育まれてきたふるさとの原風景を大切に、まちへの愛着を培うとともに、四季の表情豊かな自然に潤いや安らぎを感じられるまちをめざします。



市内には、歴史的社寺、蔵や民家など多くの歴史的建築物等が残っています。特に、青梅駅周辺には歴史的な商家や近代和風建築、蔵、看板建築などが保存され、【歴史】と【文化】を感じさせる景観資源となっています。今後整備される建築物等は、これらの景観資源がもつ風格と調和する文化の薫り高い色彩景観をめざします。



市の東部には、市街地が広がり、駅周辺や幹線道路沿いの商業・業務施設、住宅地、また圏央道青梅IC周辺の工業用地など、様々な都市機能が集積しています。こうした業務核都市としての【活力】の中にも、【品格】を大切に、節度や秩序のある色彩景観をめざします。

青梅の風土が育ててきた色彩



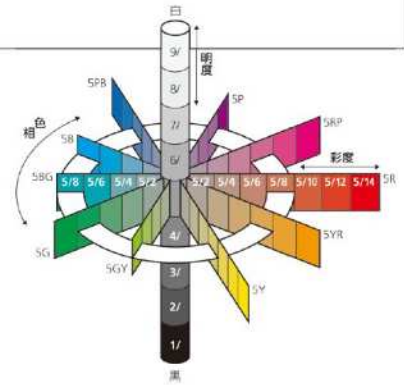
青梅市では、自然の土や石と近似した色彩が建築物等に用いられてきました。

- | | | | |
|----------------------------|----------------------|------------------------|----------------------|
| マンセル値：1 玉石積み 10YR3.0/1.0 ● | 2 畑の土 10YR4.0/3.0 ● | 3 新しい茅葺き 10YR5.0/4.0 ● | 4 いぶし瓦 5.0Y4.0/0.5 ● |
| 5 土 壁 1.0Y6.5/3.0 ● | 6 木 材 7.5YR3.0/2.0 ● | 7 茅 葺 き 10YR3.5/2.0 ● | |

04 マンセル表色系とは

景観形成ガイドライン—色彩編—で用いる色彩の表し方

一般に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、景観形成ガイドライン—色彩編—では日本工業規格 (JIS) にも採用されている国際的な尺度である [マンセル表色系] を採用しています。マンセル表色系では、色彩を [色相(しきそう)] [明度(めいど)] [彩度(さいど)] の3つの尺度を組み合わせて表します。



色相・明度・彩度とは

- **色相** は、いろあいを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP)とその度合いを示す0から10までを組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。
- **明度** は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。
- **彩度** は、あざやかさを0から14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、黒、白、グレーなどの無彩色は0になります。あざやかな色ほど数値が大きく、赤の原色は14程度です。

マンセル表色系のしくみ



マンセル値

色彩の三属性を組み合わせて表記する記号で、右記のように読みます。



梅の葉の色

7.5 ジーワイ 4 の 6
7.5GY 4 / 6
色相 明度 彩度

色相(マンセル色相環)

05 色彩景観の基礎知識と配慮事項

建築物、工作物等の色彩を選ぶときのポイント

建築物、工作物等の色彩を計画する場合は、次の点に配慮して、周辺景観と馴染ませることが大切です。

建築物等にふさわしい色彩を選ぶ

建築物、工作物等を計画する場合は、周辺に配慮しながら目立たせるものと馴染ませるものを考え、色彩を選定することが大切です。

周辺との色彩調和に配慮する

建築物等の配色は、色彩の組み合わせや周辺の建築物等の色彩に配慮し、まとまりのある配色とすることが大切です。
※色彩調和には様々な手法がありますが、青梅市においては色相調和による配色が有効です。

単調な外観とならないよう配慮する

マンション等は、低層部は歩行者に優しい色彩、高層部は山なみや空に馴染む色彩とするなど色分けを施し、単調な外観とならないよう配慮することが大切です。



06

色彩のルールの対象

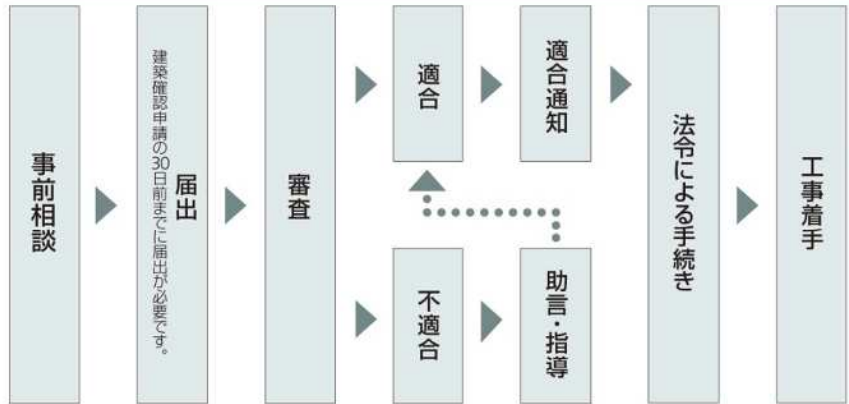
条例にもとづく建築物、工作物等の届出制度

青梅市において、条例にもとづく建築物等の新築、増築、改築や意匠の変更※などを行う場合は、あらかじめ「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづく届出が必要です。

※意匠の変更とは、色の塗り替え等をいいます。

色彩の届出にあたっては、使用予定の外装材料の色彩について、できるだけマンセル値で提出するようにしてください。マンセル値による届出が困難な場合は、外装材料のサンプルなど、正確な色彩を提出してください。

手続きの流れ



届出が必要な行為

地区	届出の対象種類	届出の対象行為	届出の対象規模
一般地区 (景観形成地区を除く市全域)	建築物	新築、増築、改築	高さが 15m を超えるもの 高さが 10m を超えるもので、延べ面積が 1,500㎡以上のもの
	工作物 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するもの	新設、増設、改造	高さが 15m を超えるもの
景観形成地区 (青梅駅周辺・多摩川沿い)	建築物	新築、増築、改築、移転、除却 意匠の変更	床面積が 10㎡を超えるもの 外部面積が 10㎡を超えるもの
	工作物 垣、さく、擁壁その他これらに類するもの 日よけ、雨よけその他これらに類するもの	新設、増設、改造、移転、除却 または意匠の変更	道路に面する高さが 1m を超えるもの 道路に面する長さが 4m を超えるもの
	広告物	表示、設置、改造、移転、除却 または変更	表示面積が 1㎡を超えるもの 設置期間が 2 ヶ月を超えるもの
	自動販売機	設置	すべての規模

他にも開発行為などが届出が必要な行為となります。

07

色彩のルールの対象除外

色彩のルールの対象とならないもの

次のような場合は、色彩のルールによらないことができます。

(1) 建築物等の小面積で用いられる色彩

外壁に強調色を使用する場合は、外壁各面の 1/5 以下について、色彩のルールによらない色彩を使用することができます。(ただし青梅駅周辺景観形成地区の強調色については、低層建築物と中高層建築物の低層部の外壁各面の 1/5 以下とします)

(2) 伝統的素材や自然素材、着色を施していない素材色など

漆喰やいぶし瓦などの伝統的素材、石材や木材などの自然素材は、色彩のルールによらないことができます。また、着色を施していないガラスなどは、色彩のルールによらないことができますが、使用する際は周辺景観への影響を十分考慮してください。

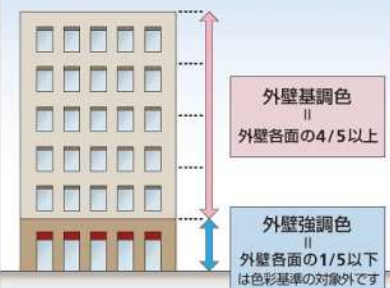
(3) 法制度にもとづき色彩基準等が定められている場合

地区計画等にもとづき色彩基準等が定められている場合や、他の法令で指定の色彩が定められている場合は、色彩のルール外の色彩を使用できます。

(4) 東京都景観色彩ガイドラインとの関連

東京都景観計画により、届出・事前協議が必要な行為を行う場合は、市へ相談してください。

色彩基準における面積比の考え方



強調色の考え方

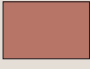




外壁に変化をつける役割などで用いる強調色は、外壁各面の 1/5 以下とし、次の点に配慮してください。

- (1) 基調色や周辺の街なみとの調和に配慮する。
- (2) 使用する色彩の種類は少なくする。
- (3) 主に低層部で使用する。

08

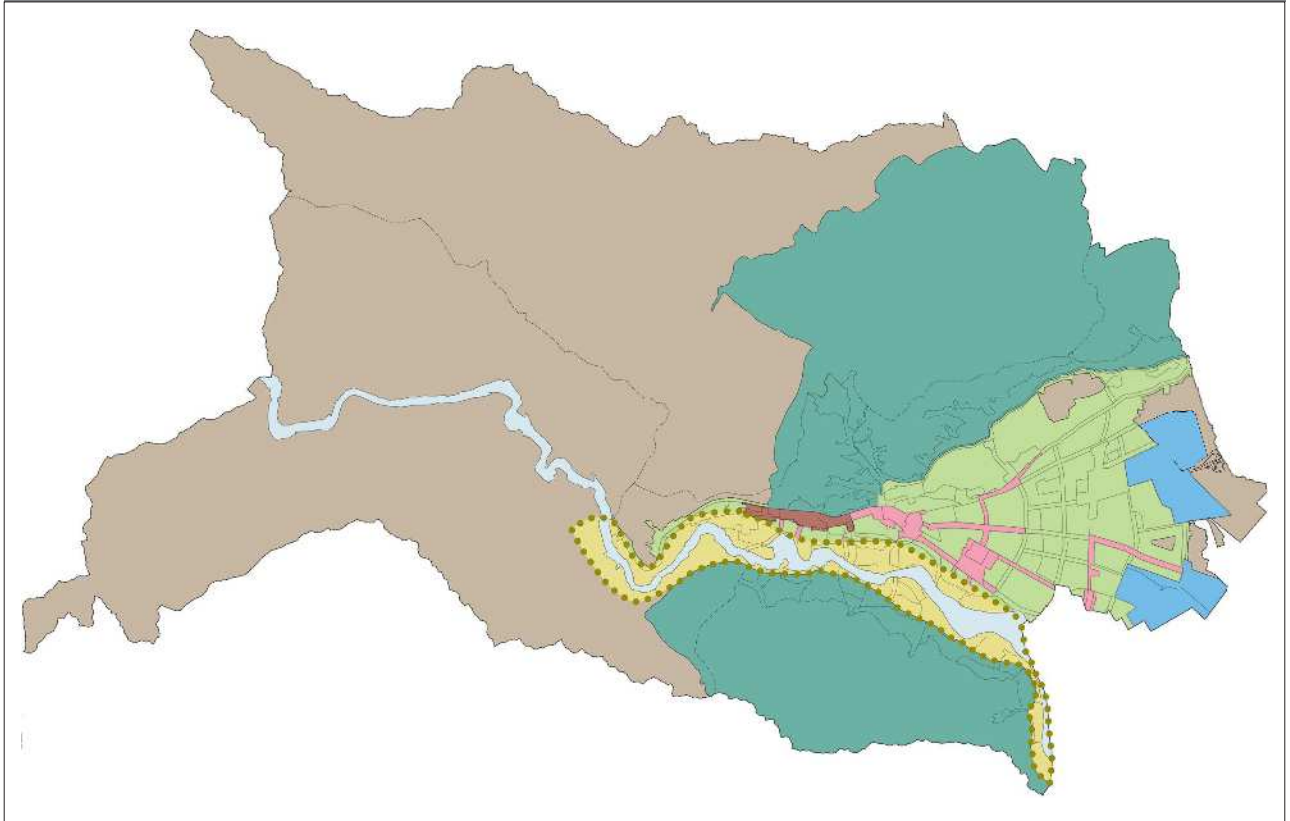
地区区分に応じた色彩のルールを定めました

色彩のルールにおける地区区分

条例地区	景観まちづくり基本方針地域	色彩のルール地区	用途地域など	地区区分図	本書のページ
景観形成地区	東部地域	青梅駅周辺 景観形成地区			P.7 10-(1)
一般地区	東部地域 西部地域 北部地域	丘陵地景観基本軸	東京都丘陵地景観基本軸地域（霞丘陵および草花丘陵）		P.9 10-(2)
	東部地域 西部地域 北部地域	自然景観地区	西部地域の一部、北部地域の一部および東部地域の市街化調整区域		P.10 10-(3)
	東部地域	商業系地区	近隣商業地域、商業地域		P.11 10-(4)
		住居系地区	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域		P.12 10-(5)
		工業系地区	工業地域、工業専用地域		P.13 10-(6)
景観形成地区	東部地域 西部地域	多摩川沿い 景観形成地区			P.14 10-(7)

地区区分の詳細については、都市計画課へお問い合わせ下さい。

色彩のルールにおける地区区分図



青梅市の色彩景観の現状と課題

景観形成ガイドライン—色彩編—の作成に先立って市全域で行った現況調査で、次のような色彩の特徴や傾向があることがわかりました。

青梅市全体の色彩景観 … 暖色系の低彩度

市内の建築物等は、暖色系の低彩度を基調としたものがほとんどで、こうした色彩が連続して色彩景観が形成されています。一方、ごく少数ながら周辺に馴染まない色彩があり、景観のまとまりを阻害する要素となっています。

地区別の色彩景観の現状と課題

条例地区	色彩のルール地区	色彩景観の現状と課題
景観形成地区	青梅駅周辺 景観形成地区	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な建築物等は、木材や漆喰、いぶし瓦などの素材色が主体となっています。 ・看板建築などの修理・修景は、木材や銅板などの昔から使用されてきた素材で行われ、青梅宿の街なみを引き立てています。 ・マンション等は、伝統的素材の色彩を継承し、青梅宿の街なみと調和しているものもあります。 ・一方で、一部のマンションは、壁面の面積が大きいいため色彩が強調され、周辺に馴染まないものもあります。 ・また、一部の店舗等で、外壁や工作物等に歴史的な街なみに馴染まない色彩を使用しているものもあります。
一般地区	丘陵地景観基本軸	<ul style="list-style-type: none"> ・霞川から周辺に広がる田園と霞丘陵への眺望が保たれており、暖色系の低中彩度色を基本とした街なみが形成されています。 ・農家が木材やいぶし瓦などの自然に調和しやすい伝統的素材を基本としているのに対し、一部の新しい戸建て住宅やアパートでは、周辺に馴染まない色彩の新建材等も混在し、自然と一体となった色彩景観の阻害要因となっています。
	自然景観地区	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の色彩は、自然素材の色彩分布域である暖色系の低中彩度色が主体となっています。 ・建築物等は、木材や漆喰、いぶし瓦などが使用されているものもあり、擁壁は玉石積みが地区内の随所で見られ、自然景観に調和しています。 ・一方で、一部の観光施設等であざやかな色彩が使用されており、自然景観に馴染まないものもあります。
	商業系地区	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺に集積する商業・業務施設や集合住宅等は、暖色系の低中彩度色が主体となっており、駅前景観としては比較的秩序が保たれています。 ・一方で、一部の商業施設等に周辺に馴染まない色彩が使用されており、市の玄関口としての色彩景観のマイナス要素となっています。 ・青梅街道沿いの商業施設は、周辺に馴染まない色彩を使用したものもあり、色彩景観を乱しています。
	住居系地区	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建て住宅、マンション等は、寒色系の色彩はほとんどなく、暖色系の低中彩度色が主体となっています。 ・現況の色彩景観にまとまりがあり、周辺に馴染まない色彩はほとんどありません。 ・庭や玄関先などの植栽に調和する落ち着いた色彩景観が形成されています。
	工業系地区	<ul style="list-style-type: none"> ・三ツ原工業団地や末広付近の工業系の建築物は、暖色系の低彩度・無彩色などの高明度色で、まとまった色彩景観が主体となっています。 ・一方で、一部の建築物に周辺に馴染まない色彩が使用されており、色彩景観のマイナス要素となっています。 ・圏央道青梅インターチェンジ北側地区は、農地としての土地利用から都市的土地利用へと転換し、物流を中心とした流通業務機能などが集積する拠点として整備されることが決定しています。当地区は、大きく土地利用が変わる中で、周辺環境との調和をいかに図り、新たな秩序ある景観を創出していくかが課題となります。
景観形成地区	多摩川沿い 景観形成地区	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅市の多摩川沿いの中流～下流区間には、多数のマンションが立地しています。 ・これらの中には、崖線緑地を利用して建設がされているものもあり、市の景観の主軸を成す多摩川の崖線緑地を覆い隠し、また、崖線緑地上部のマンション等は、丘陵地や山地への眺望を遮っています。 ・ほとんどのマンションの色彩は、暖色系の低彩度色が主体となっています。 ・しかし、壁面の面積が大きいため色彩が強調され、自然景観に馴染まないものもあります。

10- (1)

地区別の色彩のルールと考え方

青梅駅周辺景観形成地区の色彩

目標とする色彩景観のイメージ

歴史と文化が共存する
風格のある色彩景観

色彩のルールの根拠と考え方

青梅駅周辺景観形成地区では、歴史的建築物等とマンション等が混在しています。このため、色彩のルールは、低層部と高層部を区分し、低層部は歴史的建築物の色彩を基本とし、高層部は背景に馴染みやすい色彩とします。

ルールに適合した外壁基本色の例

色彩の範囲から、比較的使いやすい色を掲載しました。

低層建築物・中高層建築物の低層部

5.0YR9.0/0.5
[25-90A]

10YR8.0/0.5
[19-80A]

10YR7.0/1.0
[19-70B]

10YR6.0/1.5
[19-60C]

7.5YR5.0/3.0
[17-50F]

5.0YR4.0/2.0
[15-40D]

中高層建築物の高層部

10YR7.5/1.5
[19-75C]

10YR7.0/1.0
[19-70B]

5.0YR7.0/1.0
[15-70B]

2.5Y7.0/1.0
[22-70B]

10YR6.5/1.0
[19-65B]

10YR6.0/1.5
[19-60C]

ルールに適合した屋根色の例

5.0YR2.0/1.0
[15-20B]

5.0Y4.0/1.0
[25-40B]

N3.0
[N-30]

記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。

凡例

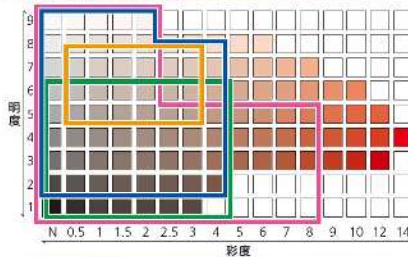
- 外壁(低層建築物・低層部)等の色彩の範囲
- 外壁(高層部)の色彩の範囲
- 屋根の色彩の範囲
- 広告物の地色、雨よけ、日よけの色彩の範囲

建築物、工作物の色彩の範囲

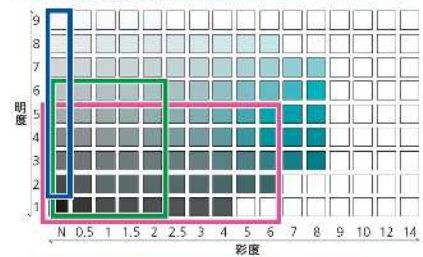
基準の適用部位	色相	明度	彩度
低層建築物 中高層建築物の低層部 工作物	OR ~ 5Y 上記以外	2以上 8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 2以下
中高層建築物の高層部	OR ~ 5Y 上記以外	5以上 8.5未満 —	0.5以上 3以下 —
屋根色	OR ~ 5Y 上記以外 ※	6以下	4以下 2以下

※使用する際は周辺への影響を十分考慮してください。

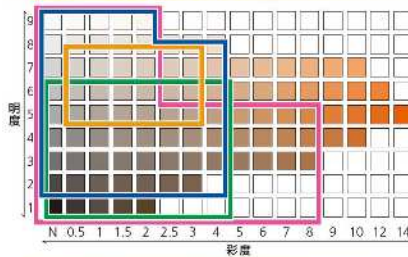
R(赤)系の色相



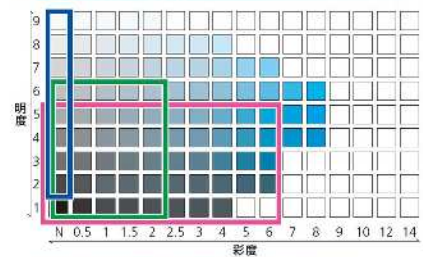
BG(青緑)系の色相



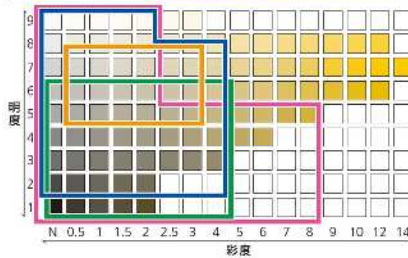
0YR~4.9YR(黄赤)系



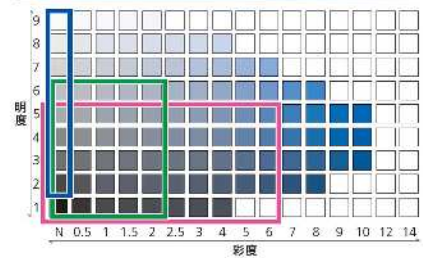
B(青)系の色相



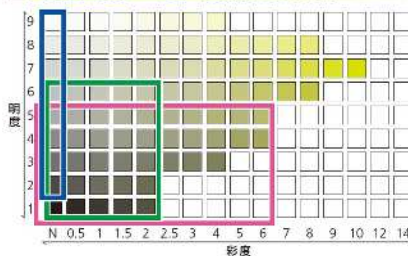
5YR(黄赤)~5Y(黄)系の色相



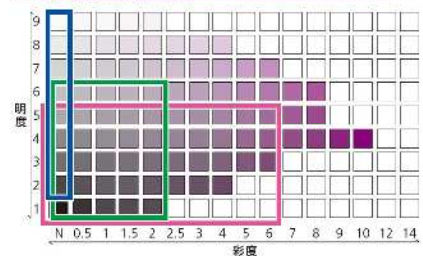
PB(青紫)系の色相



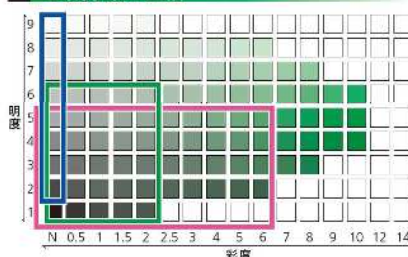
5.1Y(黄)~GY(黄緑)系の色相



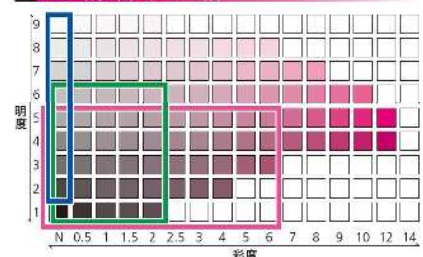
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



広告物、雨よけ、日よけの色彩の範囲			
基準の適用部位	色相	明度	彩度
広告物の地色 雨よけ、日よけ	OR ~ 5Y	5 以上の場合	2 以下
		5 未満の場合	8 以下
	上記以外	5 未満	6 以下

青梅駅周辺景観形成地区内には、木材などの素材色を生かした看板などが多く、歴史的街なみをより趣きのあるものにしていきます。

広告物や雨よけ、日よけを設置する場合は、イラストのようなデザインを参考に、周辺に馴染まない色彩を避けることとします。

広告物の地色の例

色彩や素材だけでなく、書体や図案などを工夫することで、歴史的街なみと馴染むものになります。



× 周辺に馴染まない色は避ける



◎ 落ち着いた色を使う



◎ 深みのある色を使う



◎ 素材色を生かす



◎ 質感を生かす

雨よけ、日よけの色彩の例

できるだけ艶の少ない素材を使用して、明るい色の場合はベージュなどの落ち着いた色、暗い色の場合は深みのある色にします。



× 周辺に馴染まない色は避ける



◎ 落ち着いた色を使う



◎ 深みのある色を使う

自動販売機の色彩の例

自動販売機等は、歴史的街なみとの調和を考慮し、建築物等と一体的になるよう計画します。



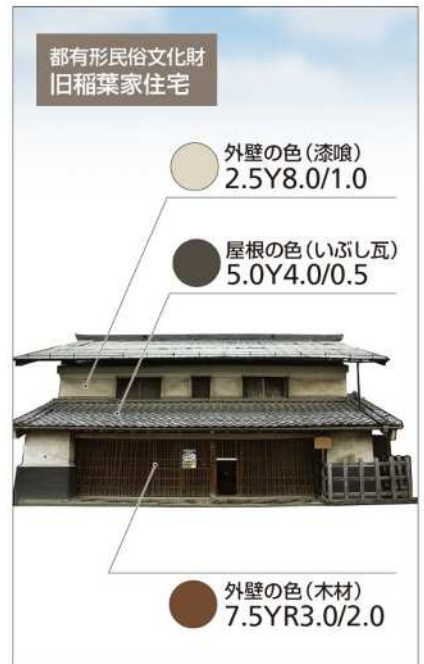
色彩景観形成のシミュレーション

避けたい景観イメージ(上)と改善例(下)です。



歴史的建築物の色彩の例

歴史的建築物の色彩は、木材や漆喰、いぶし瓦などの素材色が主体となっています。



10- (2)

地区別の色彩のルールと考え方

丘陵地景観基本軸の色彩

目標とする色彩景観のイメージ

丘陵の緑と暮らしが共存する
落ち着いた色彩景観

色彩のルールの根拠と考え方

丘陵地景観基本軸は、東京都景観計画による丘陵地景観基本軸の指定区域で、東京都景観色彩ガイドラインと同じ基準となっています。

色彩基準は、背景となる丘陵の緑にとけ込み、周囲の街なみに違和感なく調和する低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。

また、自然の緑との対比が極端に強い高明度色は避けることとします。

ルールに適合した外壁基本色の例

色彩の範囲から、比較的使いやすい色を掲載しました。

10YR8.0/1.0 [19-80B]	2.5YR8.0/1.0 [22-80B]
5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	5.0Y7.5/1.0 [25-75B]
10YR7.0/2.0 [19-70D]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]
5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	5.0GY7.0/0.5 [35-70A]
10YR6.5/2.0 [19-65D]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]
5YR6.0/3.0 [15-60F]	10YR6.0/3.0 [19-60F]
7.5YR6.0/4.0 [17-60H]	10YR6.0/4.0 [19-60H]
7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	2.5Y5.0/3.0 [22-50F]

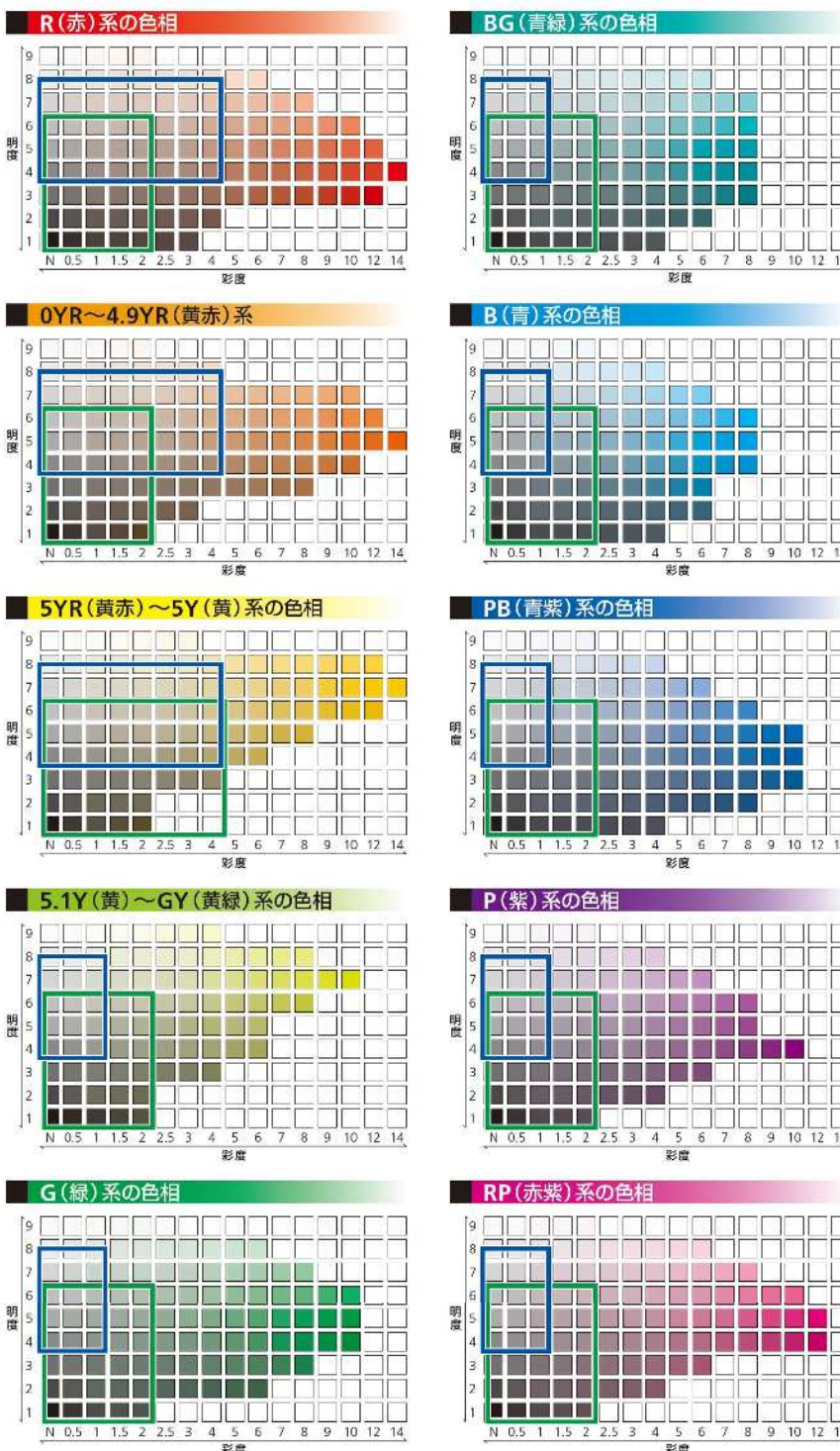
記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています

	外壁基本色等の色彩の範囲 (外壁の4/5以上はこの範囲から選択)
	屋根の色彩の範囲

建築物、工作物の色彩の範囲

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R ~ 5Y	4以上 8.5未満	4以下
工作物	上記以外 ※		1以下
屋根色	5YR ~ 5Y	6以下	4以下
	上記以外 ※		2以下

※使用する際は周辺への影響を十分考慮してください。



(3) 自然景観地区の色彩

目標とする色彩景観のイメージ

自然と風土が共存する
安らぎを感じられる色彩景観

色彩のルールの根拠と考え方

自然景観地区は、山地や渓谷等の豊かな自然が主体となっており、連続する緑の中に戸建住宅や観光施設等が立地しています。

現況の建築物等の色彩は、自然景観に調和する暖色系の低中彩度色が主体となっているため、色彩のルールではこれを継承する色彩を基本とします。

背景が緑地となる場合は、緑と馴染まない高明度色は避けることとします。

ルールに適合した外壁基本色の例

色彩の範囲から、比較的使いやすい色を掲載しました。

5.0YR8.0/1.0
[15-80B]

10YR8.0/1.0
[19-80B]

5.0YR7.5/1.0
[15-75B]

10YR7.5/1.0
[19-75B]

10YR7.5/2.0
[19-75D]

2.5Y7.5/1.5
[22-75C]

7.5YR7.0/2.0
[17-70D]

2.5Y7.0/2.0
[22-70D]

10YR7.0/2.0
[19-70D]

5.0Y7.0/1.5
[25-70C]

7.5YR6.0/2.0
[17-60D]

10YR6.5/2.0
[19-65D]

10YR5.0/3.0
[19-50F]



2.5Y5.0/3.0
[22-50F]

7.5YR4.0/4.0
[17-40H]

10YR4.0/3.0
[19-40F]

記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています

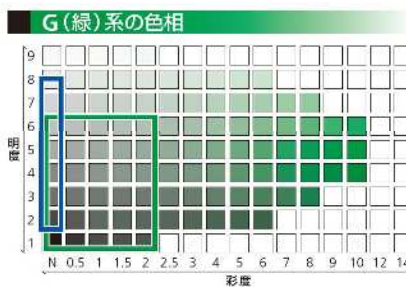
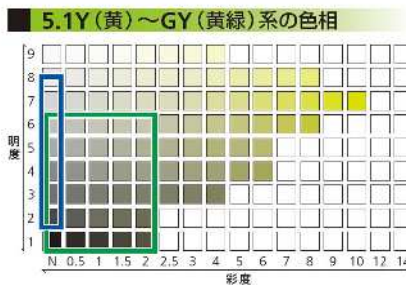
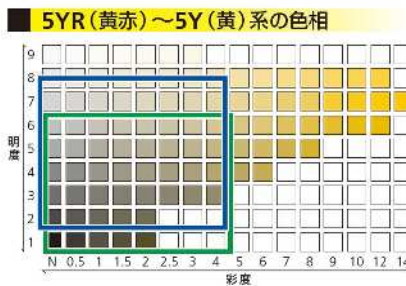
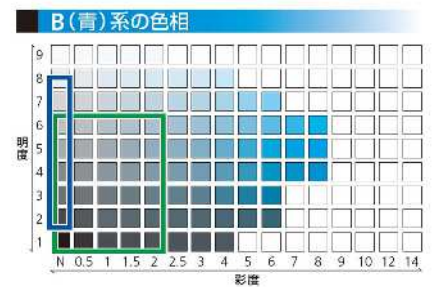
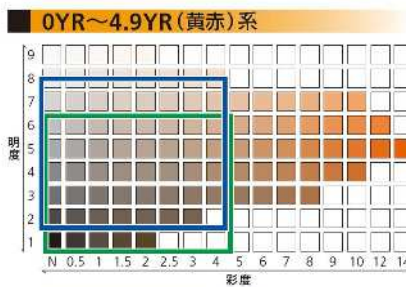
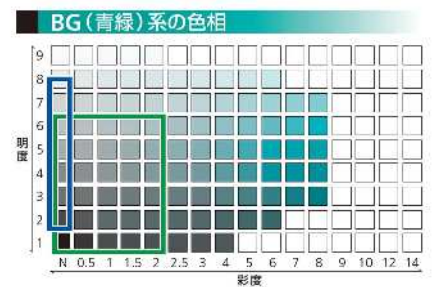
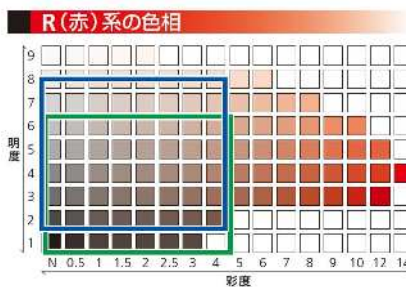
凡例

-  外壁基本色等の色彩の範囲
(外壁の4/5以上はこの範囲から選択)
-  屋根の色彩の範囲

建築物、工作物の色彩の範囲

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR ~ 5Y	2 以上 8.5 未満	4 以下
工作物	上記以外	—	—
屋根色	OR ~ 5Y	6 以下	4 以下
	上記以外 ※		2 以下

※使用する際は周辺への影響を十分考慮してください。



10- (4)

地区別の色彩のルールと考え方

商業系地区の色彩

目標とする色彩景観のイメージ

活力と品格が共存する
秩序ある色彩景観

色彩のルールの根拠と考え方

商業系地区は、暖色系の低中彩度色が主体となっていますが、一部の商業施設等では、周辺に馴染まない色彩が使用されています。

このため、色彩のルールでは、街のにぎわいを創出しつつも、周辺に馴染まない色彩を避けて、活力の中にも品格が感じられる色彩を基本とします。

寒色系の色彩も使用できますが、市全体で主体となっている暖色系を基本とします。

ルールに適合した外壁基本色の例

色彩の範囲から、周辺に馴染みやすい暖色系色相を中心に掲載しました。

10YR9.0/0.5 [19-90A]	5.0Y9.0/0.5 [25-90A]
2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	N9.0 [N-90]
10YR8.0/1.0 [19-80B]	N8.0 [N-80]
5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	5.0GY7.0/0.5 [35-70A]
10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]
7.5YR6.0/4.0 [17-60H]	10YR6.5/2.0 [19-65D]
10YR6.0/3.0 [19-60F]	5.0GY6.0/1.0 [35-60B]
10YR6.0/4.0 [19-60H]	5.0Y6.0/2.0 [25-60D]

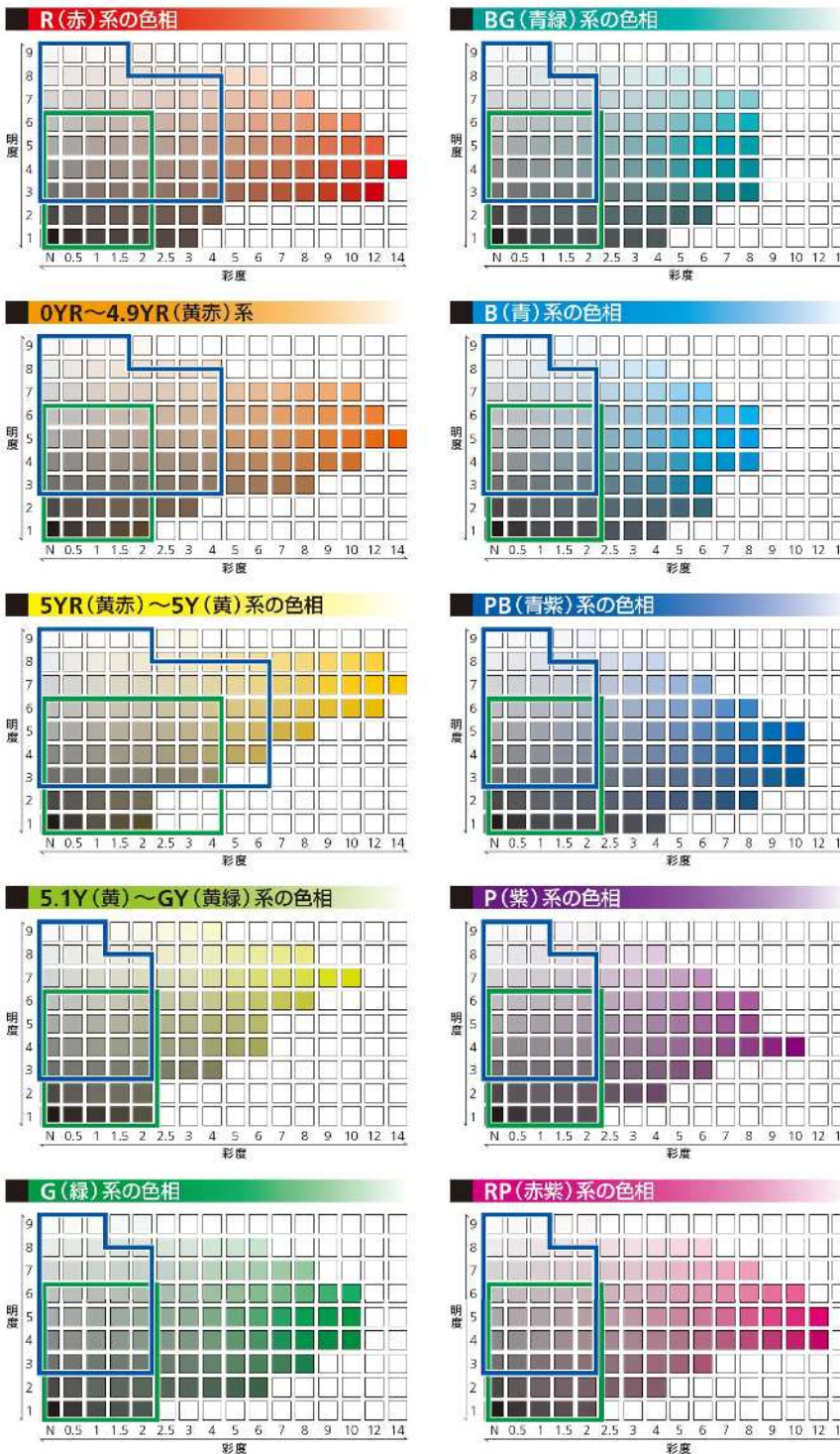
記号はマンセル値、[] は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています

凡例	
	外壁基本色等の色彩の範囲 (外壁の4/5以上はこの範囲から選択)
	屋根の色彩の範囲

建築物、工作物の色彩の範囲

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 工作物	OR ~ 4.9YR	3以上 8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下
	5YR ~ 5Y	3以上 8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下
	上記以外 ※	3以上 8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下
屋根色	5YR ~ 5Y	6以下	4以下
	上記以外 ※		2以下

※使用する際は周辺への影響を十分考慮してください。



(5) 住居系地区の色彩

目標とする色彩景観のイメージ

自然と品格が共存する
節度ある色彩景観

色彩のルールの根拠と考え方

住居系地区では、戸建て住宅、マンション等は、暖色系の低中彩度色が主体となっています。

このため、色彩のルールは現況の暖かく穏やかな色彩景観を継承し、品格と落ち着きを感じられる色彩を基本とします。

ルールに適合した外壁基本色の例

色彩の範囲から、比較的使いやすい色を掲載しました。

10YR9.0/0.5
[19-90A]

10YR8.5/1.0
[19-85B]

5.0YR8.5/0.5
[15-85A]

2.5YR8.5/1.0
[22-85B]

7.5YR8.0/2.0
[17-80D]

10YR7.5/1.5
[19-75C]

2.5Y7.5/1.0
[22-75B]

7.5YR7.0/2.0
[17-70D]

10YR7.0/1.0
[19-70B]

10YR7.0/2.0
[19-70D]

7.5YR6.0/2.0
[17-60D]

10YR6.0/2.0
[19-60D]

7.5YR5.0/3.0
[17-50F]



10YR5.0/3.0
[19-50F]

5.0YR4.0/2.0
[15-40D]

10YR4.0/2.0
[22-40D]

記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています

凡例

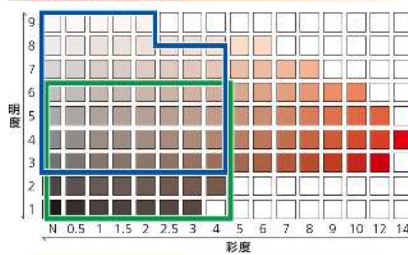
-  外壁基本色等の色彩の範囲
(外壁の4/5以上はこの範囲から選択)
-  屋根の色彩の範囲

建築物、工作物の色彩の範囲

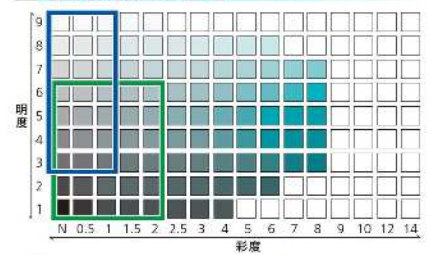
基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 工作物	OR ~ 5Y	3以上 8.5未満の場合	4以下
	上記以外 ※	8.5以上の場合	2以下
屋根色	OR ~ 5Y	3以上	1以下
	上記以外 ※	6以下	4以下 2以下

※使用する際は周辺への影響を十分考慮してください。

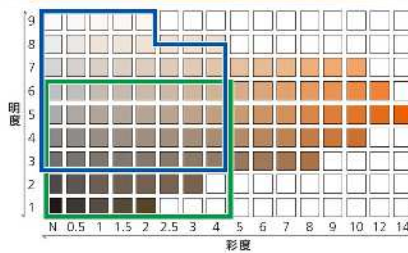
R(赤)系の色相



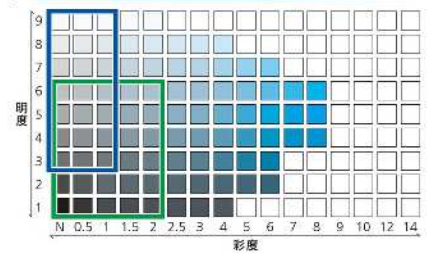
BG(青緑)系の色相



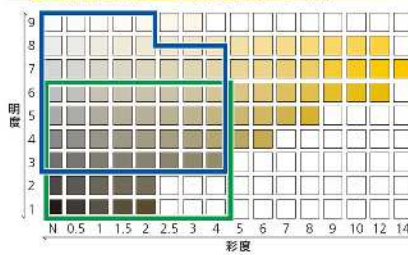
0YR~4.9YR(黄赤)系



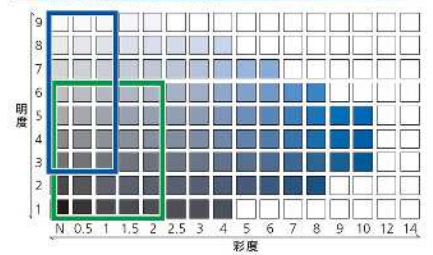
B(青)系の色相



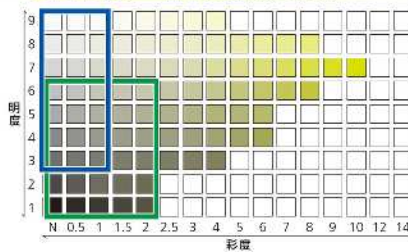
5YR(黄赤)~5Y(黄)系の色相



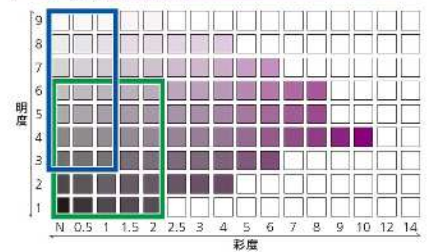
PB(青紫)系の色相



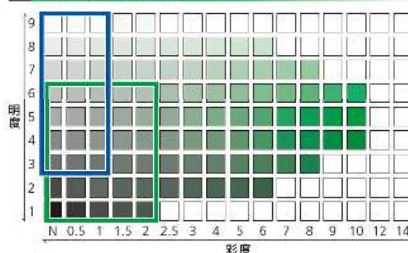
5.1Y(黄)~GY(黄緑)系の色相



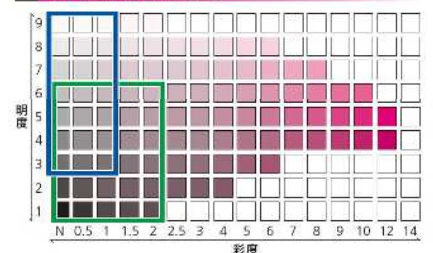
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



10- (6)

地区別の色彩のルールと考え方

工業系地区の色彩

目標とする色彩景観のイメージ

活力と品格が共存する
明るい色彩景観

色彩のルールの根拠と考え方

工業系地区は、暖色系の低彩度・無彩色などの高明度色でまとまった、色彩景観が主体となっています。

このため、色彩のルールは、現況の活力ある色彩景観を継承し、明るく品格が感じられる色彩を基本とします。



壁面の面積が大きい場合は、分節化や強調色などで変化をつけて、単調な外観とならないこととします。

ルールに適した外壁基本色の例

色彩の範囲から、比較的使いやすい色を掲載しました。

10YR9.0/0.5 [19-90A]	N9.5 [N-95]
5.0Y9.0/0.5 [25-90A]	N9.0 [N-90]
10YR8.5/1.0 [19-85B]	N8.5 [N-85]
2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	N8.0 [N-80]
5.0Y8.0/1.0 [25-80B]	N7.5 [N-75]
10YR7.5/1.5 [19-75C]	5.0PB7.5/0.5 [75-75A]
2.5Y7.0/1.5 [22-70C]	5.0B7.0/0.5 [65-70A]
10YR7.0/2.0 [19-70D]	5.0BG7.0/0.5 [55-70A]

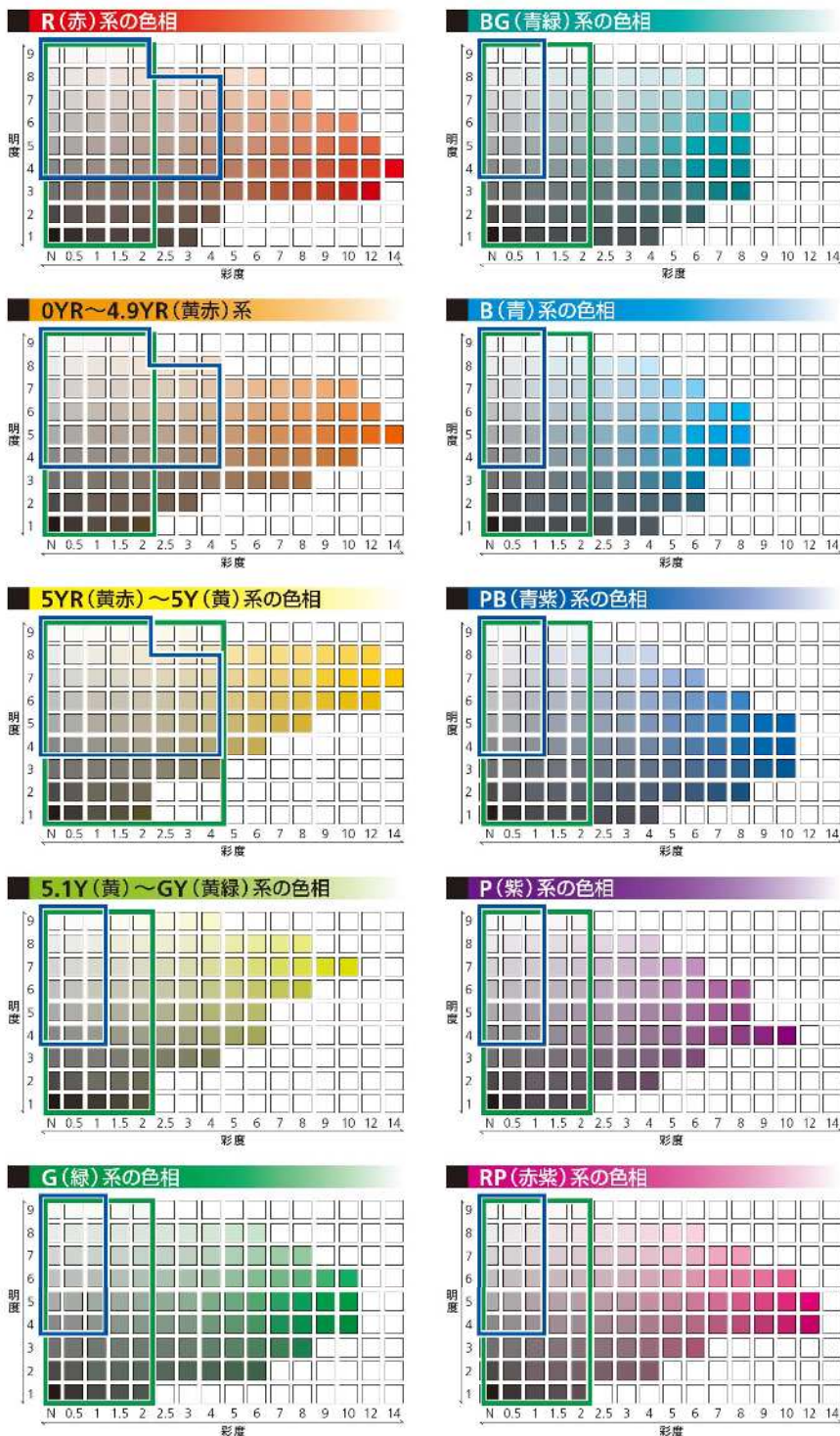
記号はマンセル値、[] は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています

凡例	
	外壁基本色等の色彩の範囲 (外壁の4/5以上はこの範囲から選択)
	屋根の色彩の範囲

建築物、工作物の色彩の範囲

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 工作物	0R ~ 5Y	4以上 8.5未満の場合	4以下
	上記以外 ※	8.5以上の場合	2以下
屋根色	5YR ~ 5Y	4以上	1以下
	上記以外 ※	全明度	4以下 2以下

※使用する際は周辺への影響を十分考慮してください。



10- (7)

地区別の色彩のルールと考え方

多摩川沿い景観形成地区の色彩

目標とする色彩景観のイメージ

多摩川の崖線緑地の緑が
共存する美しい色彩景観

色彩のルールの根拠と考え方

多摩川沿い景観形成地区は、連続する崖線緑地の緑が主体となっています。

このため、色彩のルールは、暖色系色相の低彩度色で、背景に馴染みやすい中明度の色彩を基本とします。

壁面積が大きい場合は、建築物の形態に応じた色分けを施して壁面を分節化し、単調な外観とならないこととします。

ルールに適合した外壁基本色の例

色彩の範囲から、比較的使いやすい色を掲載しました。

10YR8.0/1.0
[19-80B]

2.5Y8.0/1.0
[22-80B]

5YR7.5/1.0
[15-75B]

10YR7.5/1.0
[19-75B]

10YR7.5/1.5
[19-75C]

2.5Y7.5/1.0
[22-75B]

5.0YR7.0/1.0
[15-70B]

2.5Y7.0/1.5
[22-70C]

7.5YR7.0/2.0
[17-70D]

10YR7.0/1.0
[19-70B]

10YR7.0/2.0
[19-70D]

2.5Y7.0/2.0
[22-70D]

5.0YR6.0/2.0
[15-60D]



10YR6.5/2.0
[19-65D]

7.5YR6.0/2.0
[17-60D]

10YR6.0/3.0
[19-60F]

記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています

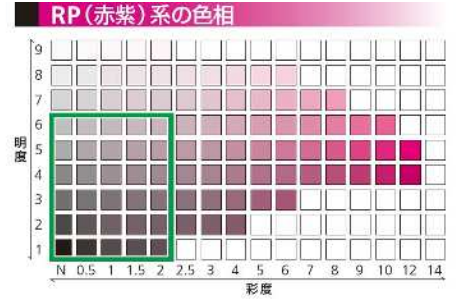
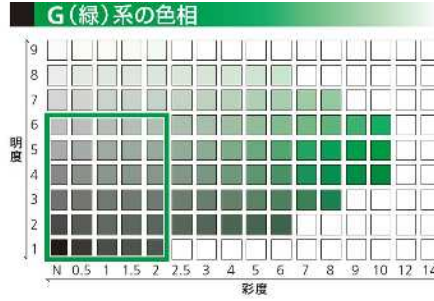
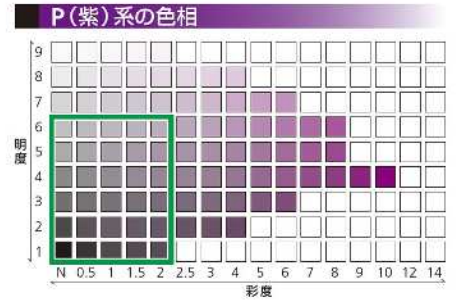
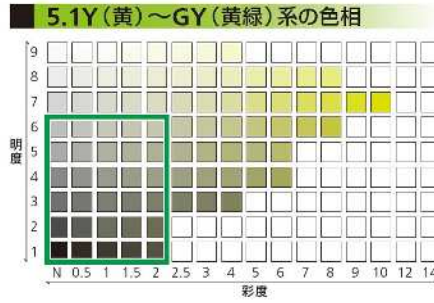
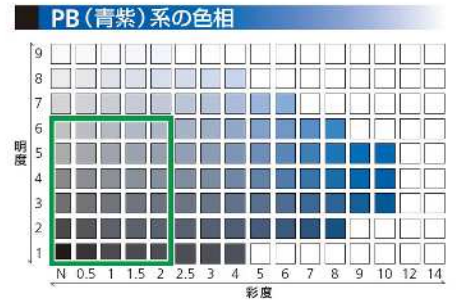
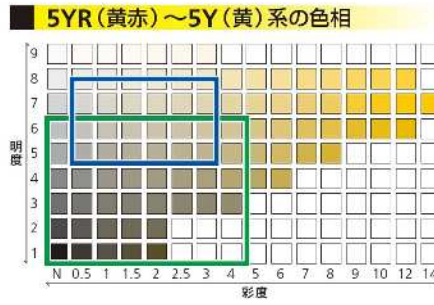
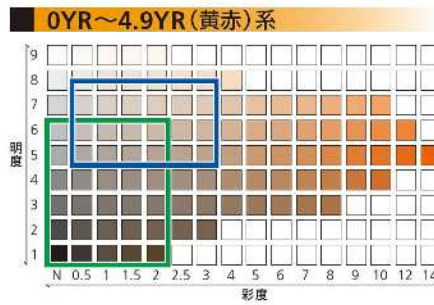
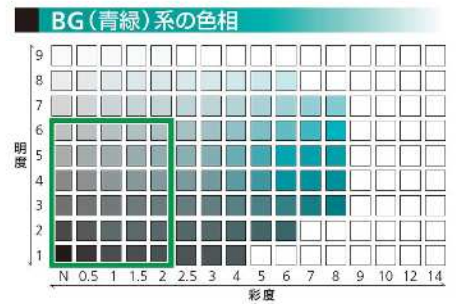
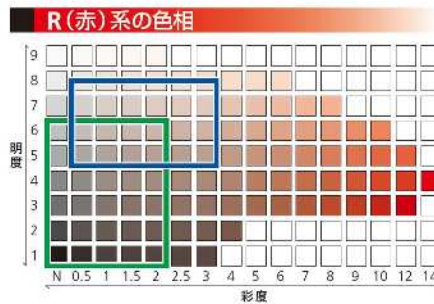
凡例

-  外壁基本色等の色彩の範囲
(外壁の4/5以上はこの範囲から選択)
-  屋根の色彩の範囲

建築物、工作物の色彩の範囲

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 工作物	OR ~ 5Y	5以上 8.5未満	0.5以上 3以下
屋根色	5YR ~ 5Y 上記以外 ※	6以下	4以下 2以下

※使用する際は周辺への影響を十分考慮してください。



広告物、雨よけ、日よけの色彩の範囲

基準の適用部位	色相	明度	彩度
広告物の地色 雨よけ、日よけ	全色相	全明度	6以下

多摩川沿い景観形成地区内では、木材などの素材を生かした看板などが周囲の景観になじみやすいことから、積極的に自然素材を活用することとします。

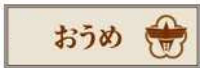
広告物や雨よけ、日よけを設置する場合は、イラストのようなデザインを参考に、周辺に馴染まない色彩を避けることとします。

広告物の地色の例

色彩や素材だけでなく、書体や図案などを工夫することで、周辺の景観と馴染むものになります。



× 周辺に馴染まない色は避ける



◎ 落ち着いた色を使う



◎ 深みのある色を使う



◎ 素材色を生かす



◎ 質感を生かす

雨よけ、日よけの色彩の例

できるだけ艶の少ない素材を使用して、明るい色の場合はベージュなどの落ち着いた色、暗い色の場合は深みのある色にします。



× 周辺に馴染まない色は避ける



◎ 落ち着いた色を使う



◎ 深みのある色を使う

自動販売機の色彩の例

自動販売機等は、自然景観との調和を考慮し、建築物等と一体的になるよう計画します。





青梅市



自然と風土

歴史と文化

活力と品格

が共存する

色彩景観をめざして

青梅市景観形成ガイドライン—色彩編—

Color Scape Guideline for OME City

発行——青梅市都市整備部都市計画課
〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
TEL 0428-22-1111（代表）

発行年月——令和6年4月 青梅市